

総会

配布：一般

2017年1月25日

第71会期

議事日程議題 68 (b)

2016年12月19日に総会によって採択された決議

[第3委員会の報告書に基づく(A/71/484/Add.2)]

71/199. デジタル時代におけるプライバシーの権利

総会は、

国際連合憲章の目的および原則を再確認し、

世界人権宣言¹ および市民的及び政治的権利に関する国際規約と経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約²を含む、関連国際人権条約に掲げられる人権および基本的自由をまた再確認し、

さらにウィーン宣言および行動計画³を再確認し、

2013年12月18日付の総会決議68/167および2014年12月18日の総会決議69/166、並びにデジタル時代におけるプライバシーの権利に関する2015年3月26日の人権理事会決議28/16⁴およびインターネット上の人権の保護、促進および享受に関する2016年7月1日の決議32/13⁵を想起し、

¹ 決議217A(III)。

² 決議2200A(XXI)、附属書を参照。

³ A/CONF.157/24(第I部)、第三章。

⁴ 総会公式記録、第70会期、補遺No.53(A/70/53)。第三章、A節 参照。

⁵ 同書、第71会期、補遺No.53(A/71/53)、第V章、A節。

またプライバシーの権利に関する人権理事会の特別報告者の任命を歓迎し、

世界情報社会サミット⁶の成果実施総括レビューに関する総会のハイレベル会合の成果文書を歓迎し、

プライバシーの権利に関する特別報告者の報告書⁷および言論と表現の自由に対する権利の促進と保護に関する国連特別報告者の書⁸に留意し、

デジタル時代におけるプライバシーの権利に関する人権高等弁務官事務所の活動を歓迎し、その上その報告書⁹に興味をもって留意し、そして人権理事会第 27 会期中に開催されたデジタル時代におけるプライバシーに対する権利に関するパネル討議を想起し、

技術開発の迅速な歩みは、世界中の個人が、新しい情報通信技術を使うことを可能にし、同時に世界人権宣言の第 12 条や市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 17 条に規定されるように、人権、とりわけプライバシーに対する権利を侵害または濫用する可能性のある、監視、傍受と資料収集を企てる政府、企業や個人の能力を高め、そしてそれ故懸念が増大している問題であることに留意し、

デジタル時代におけるプライバシーの権利の侵害および濫用は、とりわけ女性、並びに子どもと脆弱なまたは周縁化された者に対する特別な影響を含む、すべての個人に影響を及ぼす可能性があることにまた留意し、

何人も、そのプライバシー、家族、住居もしくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉されないというプライバシーの権利およびこのような干渉に対して法によって保護される権利を再確認し、またプライバシーの権利の執行は表現および言論自由が干渉されることなく実現されること、また平和的な集会及び結社の自由の実現にとって、重要であり、民主社会の基盤であることを認識し、

プライバシー、家族、住居および通信並びに名誉および信用の権利に関する市民的及び政治的権利

⁶ 決議 70/125。

⁷ A/HRC/31/64 および A/71/368。

⁸ A/HRC/32/38 および A/71/373。

⁹ A/HRC/27/37。

に関する国際規約第 17 条についての一般的意見 16¹⁰に感謝をもって留意し、同時にまたその採択以降生じてきた急激な技術的躍進とデジタル時代の課題を考慮したプライバシーの権利を討議する必要性に留意し、

国際人権法に基づき、デジタル時代における権利の促進と保護に関連する問題、手続的保護措置、効果的な国内的監督および救済、プライバシーの権利やその他の人権に対する監視の影響、並びに監視活動に関して、非恣意性および合法性の原則並びに評価の必要性および公平性を、さらに討議し分析する必要性を認識し、

今後のインターネット・ガバナンスに関するグローバル・マルチステークホルダー会合 (NETmundial) の開催とインターネット・ガバナンス問題の議論のためのマルチステークホルダー・フォーラムでありその職務権限は、2015 年に総会によりさらに 10 年延長された、インターネット・ガバナンス・フォーラムにおいて毎年開かれるマルチステークホルダー議論に留意し、

このような関与は、プライバシーの権利に関しすべての関連ステークホルダー間の非公式な対話によって非常に促進されることを確認し、

プライバシーの権利に関する議論は、国際人権法を含む既存の国際的な義務や国内的義務、並びに関連の約束に基づくべきであり、個々人の人権に対して不当な干渉をもたらす道を作るべきではないことを認識し、

情報へのアクセスおよび民主的参加の基本的な重要性を含む、情報の情報を求め、受け取りそして伝える自由の自由が完全に尊重されることの重要性を強調し、

プライバシーの権利は、情報の情報を求め、受け取りそして伝える自由の権利を含む表現の自由の行使にとって重要であり、個人が政治的、経済的、社会的および文化的生活に参加できる能力の発達に貢献し、デジタル技術は、これらの権利の享受にあたって相当な影響があることを想起し、

メタデータは、利益となる一方で、そのタイプによっては、集合した場合、個人的な情報をあらわ

¹⁰総会公式記録、第 43 会期、補遺 No. 40 (A/43/40), 添付文書 VI。

にし、個人の態度、社会的関係性、プライベートな志向およびアイデンティティを洞察できることに留意し、

デジタル時代において、要注意データを含む、個人的なデータの集積、処理、共有が顕著に増加している時に、個人は、しばしば彼等自身の個人的データの売買又は多重転売に関し自由、明確および告知に基づいた同意をしていないことに懸念を表明し、

通信の違法又は恣意的な監視かつ／または妨害、並びに極めて介入的な行動としての、違法なもしくは恣意的な個人データの集積は、プライバシーの権利を侵害し、表現の自由の権利を妨害することができ、大規模に実行された場合も含め、民主主義社会の教義と相反する可能性があることを強調し、

オフライン時に人々が有するプライバシーの権利を含む権利は、オンライン時においても保護されなければならないことを認識し、

デジタル通信の監視は、国際人権法の義務と合致しなければならず、公的にアクセス可能で、明確、正確、包括的および無差別的な法的枠組みに基づいて実行されなければならないこと、また、プライバシーの権利に対するいかなる介入も、法的な目的追求における合理性を勘案して、恣意的若しくは違法なものであってはならないことを特に留意し、また市民的及び政治的権利に関する国際規約の締約国は、同規約で認められた権利に効果をもたせるために必要な法律およびその他の措置を取るために必要な手段に着手しなければならないことを想起し、

国家は、個人のデジタル通信に介入し、かつ／または個人的なデータを集める際、また国家が、私企業を含む第三者に個人的データの開示を要求する際、プライバシーの権利に関する国際人権義務を尊重しなければならないことを強調し、

持続可能な開発目標¹¹の達成を含む、様々な形態の開発に向けての進展を加速することにおける推進力としてのインターネットのグローバルかつ開かれた性格を認識し、

一般的意見 16 は、国家が、公的機関および企業によって保存されている個人データの違法な保有、

¹¹ 決議 70/1 を参照。

処理および使用を防止するために効果的な措置をとることを勧告していることに留意し、

企業の、個人データの収集、処理、使用の能力の増加は、デジタル時代においてプライバシーの権利の享受にリスクを与えることができることにまた留意し、

企業が、ユーザー情報および情報のアクセスについて国家当局から要請のあった場合の企業の対策について、ユーザーに対し、自発的に、透明性を提供する措置をとっていることを歓迎し、

企業は、人権、適用可能な法、国際的な原則や基準を尊重する義務があることを想起し、

領域外の監視かつまたは通信の妨害、並びにとりわけ大規模に実行された場合、個人データの収集が、人権の行使と享受に対して与える可能性がある否定的な影響に深く憂慮し、

多くの国において、人権および基本的自由の促進および擁護に関わる個人や組織は、しばしば、脅威や嫌がらせに直面し、危険並びに自らの活動の結果として、プライバシーに対する自らの権利が違法にもしくは恣意的な干渉を受けることに深い懸念をもって留意し、

公の安全への懸念は、一定の機微な情報の収集および保護を正当化する可能性があるとはいえ、国家は、国際人権法の下での義務の完全な遵守を確実にしなければならないことに留意し、

その問題で、テロリズムの防止および抑圧は非常に重要な公の関心事であることにまた留意し、同時に国家がテロリズムと闘うためにとるいかなる措置も、国際法、とりわけ国際人権法、難民法および人道法の下での自国の義務を遵守することを確実にしなければならないことを再確認し、

開かれた、安全な、安定した、アクセス可能なそして平和的な情報通信技術環境は、デジタル時代におけるプライバシーの権利の実現にとって重要であることを認識し、

1. 世界人権宣言の第 12 条¹と市民的及び政治的権利に関する国際規約²の第 17 条に規定されているように、何人も、そのプライバシー、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉されそしてそのような干渉に対する法律の保護を受ける権利というプライバシーの権利を再確認す

る。

2. 持続可能な開発目標¹¹の達成を含む、様々な形態の発展に向けての進展を加速することにおける推進力としての、インターネットのグローバルかつ開かれた性格および情報通信技術の迅速な発達を認識する。

3. プライバシーの権利を含む、オフライン時に人々が有する権利は、オンライン時においても保護されなければならないことを確認する。

4. すべての国家に対し、国際連合憲章および人権文書に掲げられた義務を含む、国際法の尊重に基づいた、開かれた、安全な、安定した、アクセス可能なそして平和的な情報通信技術環境を促進することを奨励する。

5. すべての国家に対して以下のことをよびかける。

(a) デジタル通信の文脈も含む、プライバシーの権利を尊重しそして保護すること。

(b) 関連国内法が、国際人権法の下での義務を遵守していることを確保することを含む、プライバシーの権利の侵害に終止符を打ち、そしてこのような侵害の防止するための条件を創出するための措置をとること。

(c) 国際人権法の下でのすべての義務の完全かつ効果的な実施を確保することにより、プライバシーの権利を維持するために、大規模監視、妨害および収集を含む、通信の監視に関する手続、慣行および法律、個人データの妨害および収集を見直すこと。

(d) 国家の通信監視、その傍受および個人データの収集に対する透明性、適切な場合には説明責任を確保する能力のある」という文章になるはずですが。前半の文章は、「既存の独立した、効果的な、適切な資金援助を受けているそして公平な、司法の、行政のおよび／または議会の国内監視メカニズムを設立するかまたは維持すること。

(e) 違法な又は恣意的な監視によって、プライバシーの権利が侵害された個人に対して、国際的人権義務と合致した効果的な救済を提供すること。

(f) プライバシーの権利の侵害や濫用、すなわち個人、政府、企業および民間団体による個人データの違法なまた恣意的な収集、処理、保有または使用を通じたもの、に対して個人を保護する、効果的な制裁と救済を伴った、適切な法律を策定するか維持しそして実施すること。

(g) 女性並びに子ども、脆弱な人々および周縁化された人々に特別な影響がある場合を含め、すべての個人に対して影響する可能性のあるデジタル時代のプライバシーの権利に関する侵害や濫用の防止措置および救済を、これに関連して、さらに発展もしくは維持をすること。

(h) 自らのプライバシーを効果的に保護するために必要な、とりわけデジタルリテラシーや技術的な技能を育成するために、すべての者に対し質の高い教育および生涯学習の機会を促進すること。

(i) 企業が、恣意的なまたは違法な方法でプライバシーの権利を妨害する措置をとることを要求することを慎むこと。

(j) 私的な利用者データや情報に対するアクセスに対する国家の要請に関して、企業が適当な、自発的透明性措置を採用することを可能にする適切な措置を考慮すること。

(k) 個人の自由かつ明確な同意および告知に基づいた同意なしに、個人データの売買、もしくは多重転売またはその他の企業間共有による害に対処した法律、防止措置および救済を策定しまたは維持をすること。

6. 企業に対して以下の点を要請する。

(a) 『ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重および救済」枠組実施のために』¹² に従った、デジタル時代におけるプライバシーの権利を含む、人権の尊重のための責任を満たすこと。

¹² A/HRC/17/31, 添付文書。

(b) ユーザーのプライバシーの権利に影響する可能性のある彼等のデータの収集、使用、共有および保有について彼等に知らせることそして、適切な場合には、透明性に関する政策を確立すること。

7. 企業に対し、技術的解決を策定することによるものを含む、ユーザーのプライバシーの恣意的なそして違法な干渉に対する安全な通信と保護を可能にすることに向けて作業することを奨励する。

8. 関連するすべてのステークホルダーに対し、プライバシーの権利に関する非公式な討議に参加することを奨励し、この過程に対するプライバシーの権利に関する人権理事会の特別報告者の貢献を歓迎する。

9. 人権理事会に対し、プライバシーの権利の促進と保護に関する原則、基準および最善の慣行を特定し、そして明確にすることを目的として、この議論に引き続き積極的に関与すること、また、この問題に関する国際連合人権高等弁務官の将来の報告に対する貢献として、専門家によるワークショップの開催を審議することを奨励する。

10. 総会の第 73 会期において、この問題の審議を継続することを決定する。

第 65 回本会議

2016 年 12 月 19 日